

第4期京丹後市障害福祉計画（案）

～可能性が広がる未来に向けて～

共に生きる障害者福祉の充実

平成27年3月

京丹後市

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 障害者総合支援法の概要	1
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の視点	5
第2章 障害者のある人の現況	6
第1節 障害者手帳所持者の状況	6
第2節 特別支援学校の就学状況	11
第3章 平成29年度に向けた目標指標の設定	12
第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行	12
第2節 福祉施設から一般就労への移行	13
第4章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進	14
第1節 障害福祉サービスの基盤整備	14
第2節 地域生活支援事業の推進	32
第5章 障害のある児童への支援の推進	49
第1節 法改正から3年経過の事業体制	49
第2節 障害児通所支援の推進	49
第3節 障害児相談支援の推進	53
第6章 計画の推進体制の構築	54
第1節 地域との連携	54
第2節 保健、医療との連携	54
第3節 庁内推進体制の整備	54
第7章 計画の点検・評価	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 障害者総合支援法の概要

国では、平成25年4月に「障害者自立支援法」を地域生活における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律を整備し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。主な内容は次のとおりです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

障害者総合支援法等の概要

(基本理念)

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

1. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）
「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。
2. 障害支援区分の創設
「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
3. 障害者に対する支援
重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
地域移行支援の対象拡大
地域生活支援事業の追加（意思疎通支援を行う者を養成する事業等）
4. サービス基盤の計画的整備
障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

◆サービスの体系

障害者総合支援法

障害福祉サービス

訪問系サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練(機能訓練/生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・療養介護
- ・短期入所(ショートステイ)

居宅系サービス

- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・施設入所支援

相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

地域生活支援事業

相談支援事業

- ・相談支援事業
- ・自立支援協議会

成年後見制度利用支援事業

意思疎通支援事業

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

訪問入浴サービス

日中一時支援

- ・障害者日中一時支援事業
- ・児童日中一時支援事業

生活訓練等

- ・精神障害者社会復帰教室
- ・障害者共同生活訓練事業

生活サポート事業

社会参加支援事業

- ・視覚、聴覚障害者研修
- ・要約筆記奉仕員養成研修事業
- ・自動車運転免許助成、改造

児童福祉法

障害児通所支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

障害児相談支援

第2節 計画の性格

この計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号））（以下「国の指針」という）を踏まえ、策定しています。

【定める（見直す）こととされている事項】

平成29年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数

平成29年度の福祉施設から一般就労への移行人数

平成29年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉サービス見込み量確保のための方策

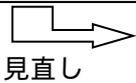
地域生活支援事業の実施に関する事項（任意事業から一部必須事業へ）

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

この計画は、第2次京丹後市障害者計画の基本理念を踏まえ、平成24年度から平成26年度第3期障害福祉計画のサービス実績、見込み量等を換算し、見直しを行い、その後の3年間の計画期間において障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、平成29年度までの目標値を設定します。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		第2次	障害者計画	(6年間)	
第3期	障害福祉計画	(3年間)			
		 見直し	第4期	障害福祉計画	(3年間)

第4節 計画の視点

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

(3) 障害者の能力への気づきと創造の促進

人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害者に創造の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋げるとともに、障害のある方もない方も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

(4) 地域社会の理解の促進

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることもまた重要です。本計画の作成にあたっては、地域自立支援協議会をはじめ、障害者本人や地域住民、企業などへ幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

(5) 総合的な取り組み

障害者の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、雇用、教育、医療といった分野をこえた総合的な取り組みが不可欠です。ハローワークや特別支援学校等の行政・教育機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進めます。

(6) 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方

第4期障害福祉計画の目標値・サービス見込量は、第3期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害者等のニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、国から示された基本指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域資源の状況を考慮し設定しています。

第2章 障害のある人の状況

第1節 障害者手帳所持者の状況

1 障害者手帳所持者の推移

京丹後市の平成25年度末の総人口は、58,881人で、第3期策定時の平成23年度末の60,784人と比べると、1,903人減っています。本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者数の総数は平成25年度で4,326人となっています。このうち身体障害者手帳が79.5%を占め最も多く、次いで療育手帳が13.5%、精神障害者保健福祉手帳が7.0%となっています。

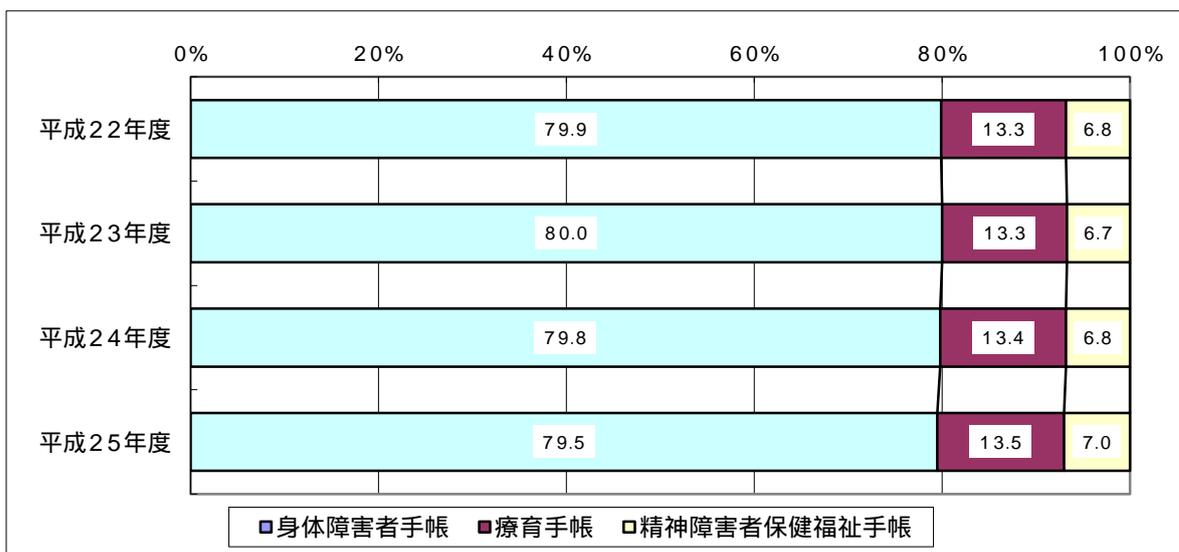
平成22年度から平成25年度の4年間の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は11人、療育手帳所持者数は13人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は10人増加しています。

障害者手帳の状況

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	3,428	3,456	3,459	3,439
療育手帳	571	576	579	584
精神障害者保健福祉手帳	293	291	296	303
合計	4,292	4,323	4,334	4,326

障害者手帳の交付状況



2 障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者の状況

平成 25 年度の身体障害者の障害別手帳交付は、肢体不自由が 55% と最も多く、次いで内部障害 28.5% で、この 2 障害で全体の約 83% を占めています。また、平成 22 年度から平成 25 年度の 4 年間の増加数は内部障害が 33 人で最も多く、次いで肢体不自由 20 人の順になっています。視覚、聴覚は減少傾向にあります。

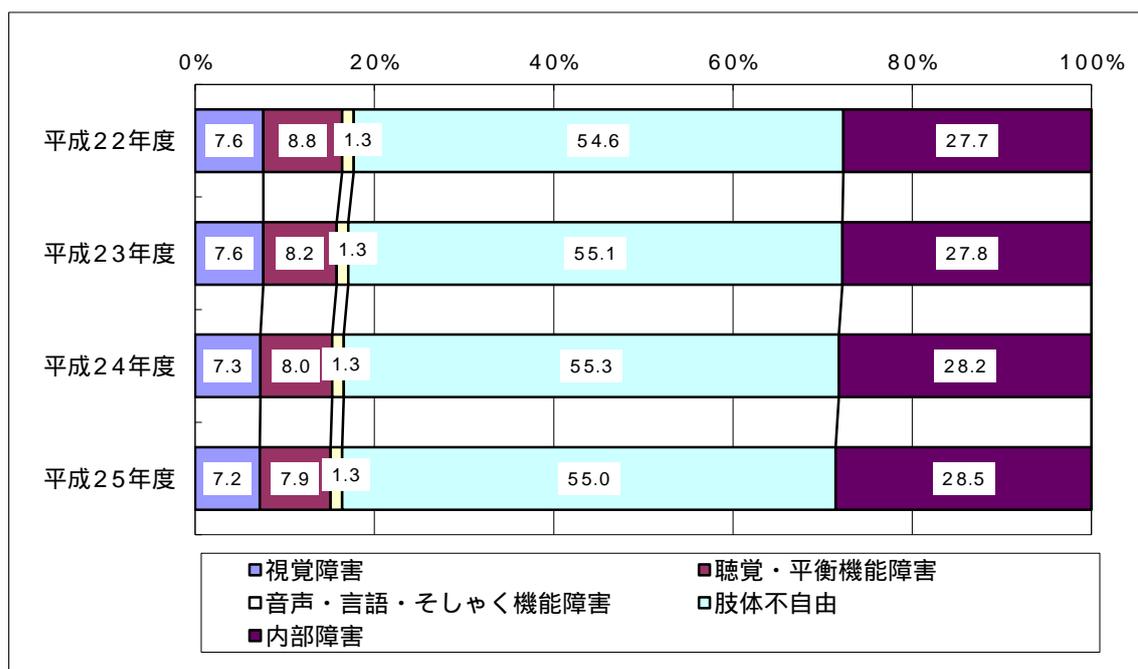
身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、『軽度』（「5 級」と「6 級」の合計）については、15% 弱であるのに対し、『重度』（「1 級」と「2 級」の合計）については、40% をこえており、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

身体障害者手帳の年度別推移（種類別）

（単位：人）

年 度	視覚 障害	聴覚・ 平衡機 能障害	音声・言 語・そし ゃく機能 障害	肢体 不自由	内部 障害	合計
平成 22 年度	261	302	45	1,872	948	3,428
平成 23 年度	262	284	44	1,904	962	3,456
平成 24 年度	252	275	45	1,912	975	3,459
平成 25 年度	249	272	45	1,892	981	3,439

身体障害者手帳の障害別交付状況

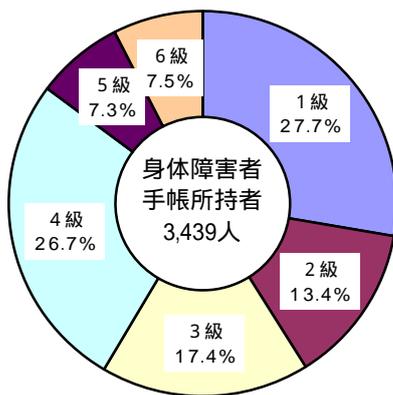


身体障害者手帳の年度別推移

(単位：人)

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 22 年度	948	458	566	892	284	280	3,428
平成 23 年度	986	463	574	894	271	268	3,456
平成 24 年度	959	470	590	910	265	265	3,459
平成 25 年度	951	460	600	919	252	257	3,439

身体障害者の等級別割合
(平成 25 年度)



身体障害者手帳：

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～ 6 級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部障害に分けられる。

内部障害：

身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその障害範囲。

身体障害者手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

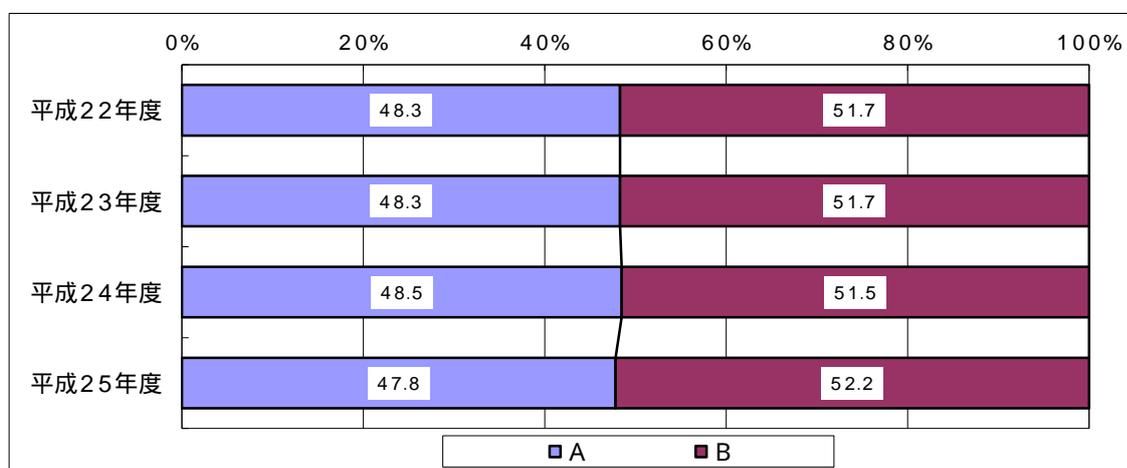
(2) 知的障害者の状況

療育手帳年度別推移

(単位 : 人)

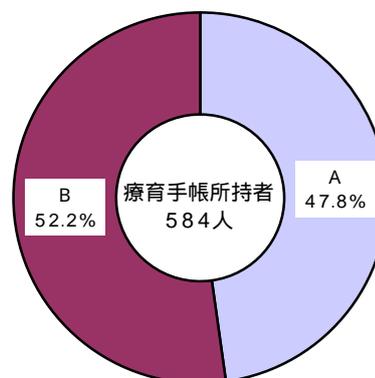
年度	A	B	計
平成 22 年度	276	295	571
平成 23 年度	278	298	576
平成 24 年度	281	298	579
平成 25 年度	279	305	584

療育手帳の交付状況



療育手帳の等級別割合
(平成25年度)

療育手帳所持者の等級別割合をみると、「A」が47.8%、「B」が52.2%と約半数ずつの割合となっています。



療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度である。

療育手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の年度別推移

(単位：人)

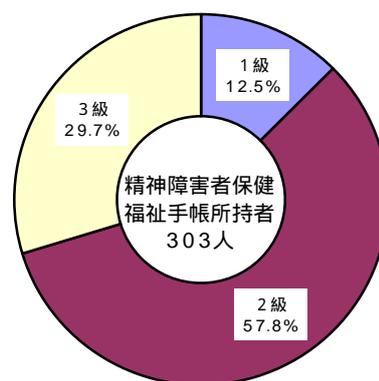
年度	1級	2級	3級	計
平成22年度	47	161	85	293
平成23年度	42	167	82	291
平成24年度	40	174	82	296
平成25年度	38	175	90	303

精神障害者保健福祉手帳の交付状況



精神障害者保健福祉手帳の等級別割合
(平成25年度)

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「1級」が12.5%、「2級」が57.8%、「3級」が29.7%となっており、「2級」の割合が最も高くなっています。



精神障害者保健福祉手帳：

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

精神障害者保健福祉手帳に係る資料：京丹後市障害者福祉課

第 2 節 特別支援学校の就学状況

1 特別支援学校の就学者数

平成 26 年 10 月 15 日現在の京都府立与謝の海支援学校の各学部の児童・生徒数は以下のとおりとなっています。

京丹後市からの児童・生徒は全体の約 53% を占めています。

与謝の海支援学校の児童・生徒数（平成 26 年 10 月 15 日現在）

学部	全体の生徒数	うち京丹後市の生徒数
小学部	48	24
中学部	36	22
高等部	44	22
計	128	68

資料：京都府立与謝の海支援学校

第3章 平成29年度に向けた目標指標の設定

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

平成29年度末までに、平成26年3月31日時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成25年度末時点の施設入所者数を4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標数値

本市では、国の指針に従い、施設入所者の地域生活への移行をめざすため、市内におけるサービス提供基盤の状況や、市内入所施設法人やサービス提供事業所との連携を図りながら、グループホームの建設の検討を積極に進め、今後の整備状況等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取り組みを進めます。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	103人	平成26年3月31日の人数
【目標値】(A)のうち、平成29年度までの地域生活移行者(B)	13人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】平成29年度末時点の入所者数(C)	98人	平成29年度末時点の施設入所者数
地域生活移行率	12.6%	$(B)/(A)$ (目標12%以上)
入所者数削減率	4.9%	$(A-C)/(A)$ (目標4%以上)

第 2 節 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標数値

本市では、国の指針を踏まえ、これまでの実績等を勘案し、以下の数値目標を設定し、取り組みを進めます。

項 目	数 値	考 え 方
平成 24 年度の年間一般就労移行者数(A)	1 人	平成 24 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(A)
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数(B)	4 人	平成 29 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(B)
	4 倍	(B) / (A) (目標 2 倍以上)

参考：平成 25 年度(A)は 3 人。

第4章 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

第1節 障害福祉サービスの基盤整備

1 訪問系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上の人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害者で、常時介護を必要とし、障害支援区分4以上であって二肢以上に麻痺などがあり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「支援が不要」以外と認定されている人、もしくは障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上ある人に対し、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な支援を行います。
行動援護	知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有し、障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が10点以上の人に対し、行動する際に生じ得る危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、障害支援区分6であり、かつ意思疎通が著しく困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを提供し、包括的に支援を行います。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	見込 時間	1,140	1,180	1,220	2,060	2,142	2,212
	見込 利用者数	57	59	61	118	124	129
実績	時間 / 月	1,229	1,420	1,618	2,217	1,991	2,075
	利用者数 / 月	67	77	92	117	118	118
居宅介護	時間	796	868	975	1,148	1,086	1,038
	利用者数	56	65	78	84	83	83
重度訪問介護	時間	9	16	29	69	54	73
	利用者数	1	2	2	2	3	2
同行援護	時間	-	-	17	298	399	463
	利用者数	-	-	2	18	21	23
行動援護	時間	424	536	597	702	452	502
	利用者数	10	10	10	13	11	10
重度障害者等 包括支援	時間	-	-	-	-	-	-
	利用者数	-	-	-	-	-	-

各サービスの時間数・利用者数は月平均。他の障害者福祉サービスについても同じ。
平成26年度は、9月分実績までの平均値。

「同行援護」は、平成23年10月1日より制度を開始しています。

【第4期サービスの見込量】

サービス名	単位	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度
下の5つのサービス	時間/月	2,477	2,669	2,812
	人/月	131	140	147
居宅介護	時間	1,153	1,218	1,271
	利用者数	88	93	97
重度訪問介護	時間	74	111	111
	利用者数	2	3	3
同行援護	時間	540	580	620
	利用者数	27	29	31
行動援護	時間	650	700	750
	利用者数	13	14	15
重度障害者等 包括支援	時間	60	60	60
	利用者数	1	1	1

平成26年度9月までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸び等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスについては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むとともに利用の増加が予想されるため、身体障害や知的障害、精神障害の特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保が重要課題であり、障害福祉サービス提供事業所並びに介護保険サービス提供事業所（訪問介護事業所）との連携を図ると同時に関係法人への人材確保に向けた取り組み強化を促し、研修に関する情報提供や、教育機関と合同した福祉職場希望の学生へ対しての職場体験、就学や雇用支援等積極的に人材確保の検討を進め、見込量に対応できる体制に努めます。

また、京都府や自立支援協議会などの関係機関と連携し、さらに、サービス提供事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上に努めます。

2 日中活動系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 生活介護

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2（施設入所を伴う場合、区分3）以上である人に対して、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日/月	2,746	3,456	4,301	4,602	4,702	4,821
	人/月	143	180	224	232	237	243
実績	人日/月	2,403	2,710	3,164	4,440	4,707	5,338
	人/月	130	140	162	234	233	272

平成26年度は、9月分実績までの平均値。

【第4期サービスの見込量】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
5,700人日分	5,760人日分	6,280人日分
285人分	299人分	314人分

【考え方】

平成26年度9月までの実績数値を基礎に今後の利用者の伸びや日中活動の場に対するニーズなどを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(2) 自立訓練 (機能訓練)

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限 (1 年 6 か月) の支援計画に基づき、理学療法、作業療法その他生活等に関する必要な相談などの支援を行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	22	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績	人日/月	20	9	11	8	0	12
	人/月	1	1	1	1	0	1

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
20 人日分	20 人日分	20 人日分
1 人分	1 人分	1 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎にサービス提供事業所の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(3) 自立訓練 (生活訓練)

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障害または精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限 (2 年間) の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
自立訓練 生活訓練	人日/月	88	88	88	162	162	162
	人/月	20	20	20	16	16	16
実績	人日/月	163	157	122	138	136	124
	人/月	24	15	13	12	8	9

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
140 人日分	140 人日分	140 人日分
14 人分	14 人分	14 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎に、国の地域移行方針や今後の利用者の動向、また、入所・入院から地域生活へ移行を図る上で支援が必要な人、特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(4) 就労移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対し、有期限（原則 2 年間）の支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就労後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就労移行支援	人日/月	779	820	861	456	516	575
	人/月	38	40	42	23	26	29
実績	人日/月	538	522	403	383	297	188
	人/月	29	27	21	19	14	10

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
220 人日分	220 人日分	220 人日分
11 人分	11 人分	11 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎に、特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。平成 26 年度より就労移行支援事業所が市内 2 箇所から 1 箇所となり、市内サービス提供事業、近隣の自治体等と連携し、支援体制の整備を進め、ニーズにあった見込み量に対応できる体制の確保に努めます。

(5) 就労継続支援 A 型

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援 A 型	一般就労することが困難な者であって、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害のある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
就労継続支援 A 型	人日/月	-	-	-	44	44	44
	人/月	-	-	-	2	2	2
実績	人日/月	-	-	28	44	257	333
	人/月	-	-	2	2	13	16

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
380 人日分	460 人日分	540 人日分
19 人分	23 人分	27 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎に、就労ニーズなどを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(6) 就労継続支援 B 型

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、その他の就労への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
就 労 継 続 支 援 B 型	人日/月	1,505	2,780	2,843	2,841	2,954	3,049
	人/月	72	133	136	150	156	161
実績	人日/月	1,012	1,114	1,961	2,875	3,272	3,196
	人/月	55	61	108	156	164	191

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3,492 人日分	3,546 人日分	3,600 人日分
194 人分	197 人分	200 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎に、今後の利用者の伸びや特別支援学校卒業予定者の状況などを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(7) 療養介護

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、また、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	人/月	11	11	12	13	13	13
実績	人/月	2	2	2	12	11	11

平成26年度は、9月分実績までの平均値。

【第4期サービスの見込量】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
13人分	13人分	13人分

【考え方】

平成26年度9月までの実績数値を基礎に、今後の利用者数を算出しています。

(8) 短期入所

【サービスの概要】

サービス名	内 容
短期入所	居宅で介護する人が病気等で介護できなくなった時等、障害のある人を施設において短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
短期入所	人日/月	42	49	56	131	141	152
	人/月	-	-	-	26	28	30
実績	人日/月	69	70	92	130	139	145
	人/月	13	15	17	22	27	30

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値。

【第 4 期サービスの見込量】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
175 人日分	200 人日分	225 人日分
35 人分	40 人分	45 人分

【考え方】

平成 26 年度 9 月までの実績数値を基礎に、家族の一時的な休息や緊急時の対応など、今後も増加が見込まれるニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

なお、本市は福祉型の施設のみであり、医療型の利用者は見込んでいませんが、利用者が増える場合は、京都府、関係機関、近隣自治体と連携しながら、実施体制の基盤整備を進めていきます。

日中活動系サービスの見込量確保の方策

「生活介護」や「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」については、今後も利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、利用定員のさらなる拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。市内サービス提供事業所のみでは見込量の確保が困難になることが予想されます。そのため、近隣自治体等と連携し、サービス調整を図ります。

また、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」については、第3期計画時に障害のある人の地域移行が進むにつれ、利用者の増加が考えられていましたが、その後の実績量はほぼ横ばいであり、有期限の制限もあることから、サービス提供事業所と連携し、過去の実績相当の必要量の確保を図ります。

「療養介護」についても利用実績は、横ばいであり、京都府及び関係機関、サービス提供事業所等と連携し、必要量を提供できるよう努めます。

3 居住系サービスの見込量と今後の方向性

(1) 共同生活援助(グループホーム)

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人を対象に、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、その他の日常生活上の援助を行います。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	44	49	51	58	63	68
実績	人/月	41	54	56	58	64	65

平成25年度までは、共同生活援助と共同生活介護の合計数。
平成26年度4月より共同生活援助と共同生活介護が一元化された。
平成26年度は、9月分実績までの平均値。

【第4期サービスの見込量】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
72人分	76人分	82人分

【考え方】

平成26年度9月までの実績数値を基礎に、今後の施設建設計画の状況を踏まえ、施設入所者等の地域生活移行や、介護者の高齢化などにより今後も増加が見込まれることを勘案し、サービス見込量を算出しています。

なお、平成26年度からグループホームとケアホームが一元化され、国の方針では、外部居宅介護事業者と連携することにより利用者の状況に応じた柔軟なサービス提供を行うこととしています。

(2) 施設入所支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談など、必要な日常生活上の支援を行います。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設入所支援	人/月	60	76	120	107	109	111
実績	人/月	55	56	72	105	103	102

平成26年度は、9月分実績までの平均値。

【第4期サービスの見込量】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
101人分	100人分	98人分

【考え方】

平成26年度9月までの実績数値を基礎に、地域生活への移行人数等を勘案し、サービス見込量を算出しています。

居住系サービスの見込量確保の方策

「共同生活援助（グループホーム）」については、障害のある人の地域生活への移行が進むに伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス提供事業所や自立支援協議会と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。

4 計画相談支援等の見込量と今後の方向性

平成24年4月からサービス等利用計画作成対象者が拡大されるとともに、地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されるなど、相談支援の充実が図られるよう進めています。

(1) 計画相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等利用状況のモニタリングを行います。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

サービス名	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
相談支援	人/月	11	14	17	57	112	137
実績	人/月	14	14	16	49	89	125

24年度以降は計画相談支援
平成26年度は、9月分実績までの平均値。

【第4期サービスの見込量】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
110人分	110人分	110人分

【考え方】

支給決定者数の実績数値を基礎に、計画作成が必要な人の推計を行うとともに、平成26年度までに全ての対象者について実施した計画相談が平成27年度より2巡目の更新となり、各年度の新規利用者数も踏まえ算出しています。

(2) 地域移行支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。

【第3期サービスの実績】人/月 26年度は見込量

平成24年度	平成25年度	平成26年度
0人分	0人分	1人分

【第4期サービスの見込量】人/月

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人分	2人分	2人分

【考え方】

地域移行にかかる数値目標などから、地域生活への移行の可能性のある人数を推計し、各年度の利用者数を算出しています。

(3) 地域定着支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

【第3期サービスの実績】人/月 26年度は見込量

平成24年度	平成25年度	平成26年度
0人分	1人分	1人分

【第4期サービスの見込量】人/月

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人分	2人分	2人分

【考え方】

地域移行にかかる数値目標などから、地域生活への移行の可能性のある人数を推計するとともに、そのうち居宅での一人暮らしが見込まれる各年度の利用者数を算出しています。

計画相談支援等の見込量確保の方策

「計画相談支援等」については、法改正により平成24年4月1日から対象者の拡大が図られたことにより、利用量が大幅に増加しました。さらに平成26年度中に全てのサービス支給決定者について、計画相談支援を利用することから、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な人材の確保を含め、円滑な事業運営体制を確保します。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1ヶ月あたりの見込量）

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護	2,477 間分 (131 人分)	2,669 時間分 (140 人分)	2,812 時間分 (147 人分)
	重度訪問介護			
	同行援護			
	行動援護			
	重度障害者等包括支援			
日中活動系	生活介護	5,700 人日分 (285 人分)	5,760 人日分 (299 人分)	6,280 人日分 (314 人分)
	自立訓練 (機能訓練)	20 人日分 (1 人分)	20 人日分 (1 人分)	20 人日分 (1 人分)
	自立訓練 (生活訓練)	140 人日分 (14 人分)	140 人日分 (14 人分)	140 人日分 (14 人分)
	就労移行支援	220 人日分 (11 人分)	220 人日分 (11 人分)	220 人日分 (11 人分)
	就労継続支援(A型)	380 人日分 (19 人分)	460 人日分 (23 人分)	540 人日分 (27 人分)
	就労継続支援(B型)	3,492 人日分 (194 人分)	3,546 人日分 (197 人分)	3,600 人日分 (200 人分)
	療養介護	13 人分	13 人分	13 人分
	短期入所	175 人日分 (35 人分)	200 人日分 (40 人分)	225 人日分 (45 人分)
居住系	共同生活援助(GH)	72 人分	76 人分	82 人分
	施設入所支援	101 人分	100 人分	98 人分
計画相談 支援等	計画相談支援	110 人分	110 人分	110 人分
	地域移行支援	2 人分	2 人分	2 人分
	地域定着支援	2 人分	2 人分	2 人分

単位が「時間」の場合は1ヶ月当りの延べ時間数。「人日」の場合は1ヶ月当りの利用者数に1人当りの月平均利用日数を乗じた数値。「人」の場合は1ヶ月当りの利用者数

第2節 地域生活支援事業の推進

1 必須事業

(1) 相談支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援事業	福祉サービスの利用調整や地域生活に関する各種相談に応じる事業です。

【サービスの見込量】 単位：箇所、実施の有無/年

サービス名	見込	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	2	2	2	2	
自立支援協議会	実施	実施			

【考え方】

相談支援事業についてはこれまでの体制を維持するとともに、相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの平成29年度設置に向けて検討をします。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	知的、精神障害などのために十分判断ができない方の権利を守る事業です。

【サービスの見込量】

サービス名	見込	見込量			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	3	4	5	6	

【考え方】

高齢、独居の障害者が増えている中、今後も利用量は増える見込みです。

(3) 意思疎通支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障害がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通が図られるよう支援する事業です。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

見込量	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数	派遣人数
	469	481	493	462	474	486
実績	469	446	456	405	420	388
手話通訳者派遣	432	403	419	380	367	336
要約筆記奉仕員派遣	37	43	37	25	53	52

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第 4 期サービスの見込量】

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
派遣見込人数（手話・要約筆記）	400人	410人	420人
設置見込者数（手話通訳者）	1人	1人	1人

【考え方】

聴覚・言語障害者に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、社会生活における自立と社会参加促進及び生活の質の向上を図ります。聴覚・言語障害者のニーズを勘案してサービス見込量を算出しています。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

奉仕員養成研修 事業	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数	登録者数
手話通訳者見込	7	7	7	8	8	8
実績	6	8	10	9	9	9

【第 4 期サービスの見込量】

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
手話通訳者見込数	10 人	11 人	12 人

【考え方】

聴覚・言語障害者に対し手話奉仕員を養成することにより、社会生活における自立と社会参加促進支援をします。昼間に活動できる奉仕員の確保が重要な課題になっており、聴覚・言語障害者のニーズを勘案してサービス見込量を算出しています。

(5) 日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に日常生活用具を給付する事業です。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数	年間件数
見込量 合計	1,146	1,156	1,166	1,516	1,566	1,616
実績 合計	1,353	1,378	1,505	1,574	1595	1,859
介護・訓練支援用具	9	9	9	6	6	6
実績	1	6	8	4	6	2
自立生活支援用具	25	25	25	25	25	25
実績	20	11	46	17	25	19
在宅療養等支援用具	18	18	18	10	10	10
実績	12	9	24	13	10	5
排泄管理支援用具	1,080	1,090	1,100	1,450	1,500	1,550
実績	1,295	1,331	1,400	1,521	1,516	1,812
情報・意思疎通支援用具	11	11	11	18	18	18
実績	18	18	25	13	31	18
住宅改修費	3	3	3	7	7	7
実績	7	3	2	6	7	3

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第4期サービスの見込量】

給付等見込件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	7件	8件	9件
自立生活支援用具	25件	25件	26件
在宅療養等支援用具	11件	13件	15件
排泄管理支援用具	1,850件	1,900件	1,950件
情報・意思疎通支援用具	18件	24件	30件
住宅改修費	7件	8件	8件
給付等見込件数合計	1,918件	1,978件	2,038件

【考え方】

身体障害者、知的障害者又は障害児、難病患者等に対し、日常生活を送るうえで必要な用具を給付することにより、福祉の向上を図ります。給付実績を基礎に、利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(6) 移動支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者などが外出する際の支援をする事業です。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

見込量	平成 2 1 年度		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度	
	延利用 見込者数	延利用 見込時間数	延利用 見込者数	延利用 見込時間数	延利用 見込者数	延利用 見込時間数
	485	9,846	485	9,846	485	9,846
実績	473	7,664	478	8,178	450	8,926
箇所数	7		7		7	
利用者 / 月平均	44		42		44	
利用回数 / 年	1,990		2,079		2,198	

見込量	平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
	延利用 見込者数	延利用 見込時間数	延利用 見込者数	延利用 見込時間数	延利用 見込者数	延利用 見込時間数
	170	4,000	180	4,100	190	4,200
実績	246	4,197	277	4,336	324	4,733
箇所数	7		9		10	
利用者 / 月平均	22		23		27	
利用回数 / 年	1,195		1,303		1,404	

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第4期サービスの見込量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施見込箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
利用見込者数	348人	372人	396人
延見込時間数	5,080時間	5,431時間	5,781時間

【考え方】

障害のある方が移動する際に支援を行うことにより、社会参加の促進等を図ります。
利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(7) 地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動を支援する事業です。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】

見込量	平成 2 1 年度		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度	
	箇所数	延利用 見込者 数	箇所数	延利用 見込者 数	箇所数	延利用 見込者 数
	3	7,254	3	7,410	3	7,566
実績	3	10,063	3	10,087	3	10,329
利用者 / 月平均	111		105		110	

見込量	平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
	箇所数	延利用 見込者 数	箇所数	延利用 見込者 数	箇所数	延利用 見込者 数
	3	10,560	3	11,040	3	11,520
実績	3	10,541	3	11,793	3	11,882
利用者 / 月平均	110		122		128	

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第 4 期サービスの見込量】

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
実施見込箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
利用見込者数	12,476 人	13,100 人	13,755 人

【考え方】

創作的活動や社会交流活動など障害者の日中活動の支援を行います。利用者のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

必須事業の見込量確保の方策

「相談支援事業」については、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で支援を受けられるよう、自立支援協議会において、事例研究を行うとともに、地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

「意思疎通支援事業」については、関係事業所等と連携し、必要なサービス量を確保するとともに、「日常生活用具給付等事業」については、障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な用具の給付を行います。

「移動支援事業」については、障害のある人の社会参加を支援するサービスとして今後も事業量の増加が見込まれるため、京都府や近隣自治体、サービス提供事業所と連携し、見込み量の確保に努めます。また、研修に関する情報提供や参加を働きかけるなど、介護従事者の育成と確保を図ります。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

【第2・3期サービスの見込量と実績】

見込量	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	箇所数	延利用見込者数										
	3	260	3	260	4	400	4	400	4	480	4	560
実績	3	308	3	306	4	162	3	365	4	162	4	214
利用者数	4		4		7		8		5		4	

平成26年度は、9月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第4期サービスの見込量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施見込箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
延利用見込者数	360人	360人	360人

【考え方】

入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、居宅で入浴サービスの提供を図ります。保護者等のニーズを勘案し、サービス見込量を算出しています。

(2) 日中一時支援事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害のある人に対して、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や一時的な休息などを支援します。

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】（障害者日中一時）

見込量	平成 2 1 年度		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度	
	箇所数	延利用 見込者数	箇所数	延利用 見込者数	箇所数	延利用 見込者数
	6	1,900	6	1,950	6	2,000
実績	7	3,626	8	4,204	8	3,765
利用者 / 月平均	34		31		32	
見込量	平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
	箇所数	延利用 見込者数	箇所数	延利用 見込者数	箇所数	延利用 見込者数
	6	3,900	6	4,000	6	4,100
実績	8	4,353	10	4,794	10	5,440
利用者 / 月平均	36		45		43	

【第 2 ・ 3 期サービスの見込量と実績】（児童日中一時）

見込量	平成 2 1 年度		平成 2 2 年度		平成 2 3 年度	
	箇所数	延利用者数	箇所数	延利用者数	箇所数	延利用者数
	2	2,600	3	3,000	3	3,100
実績	2	3,589	2	4,667	2	4,395
利用者 / 月平均	36		41		42	
見込量	平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		平成 2 6 年度	
	箇所数	延利用者数	箇所数	延利用者数	箇所数	延利用者数
	2	4,800	3	4,900	3	5,000
実績	2	4,639	2	5,161	2	5,116
利用者 / 月平均	44		50		48	

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値をもとに年間見込を算出。

【第4期サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者日中一時支援事業	箇所/年	10	10	10
	人(延)/年	5,500	5,600	5,700
児童日中一時支援事業	箇所/年	3	4	4
	人(延)/年	5,600	5,800	6,000

【考え方】

・障害者日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時的に施設で預かります。対象者のニーズを勘案し、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

・児童日中一時支援事業

特別支援学校などに在籍している児童に、放課後や長期休暇期間中の活動の場を提供します。現在、箇所数が少ないため、自宅から離れた地域での利用者もあり、送迎時間等の課題があげられています。また、障害者日中一時事業の中に一時的に障害児日中一時事業を実施している事業所もある現状です。保護者等のニーズを勘案し、サービス提供事業所と事業体制を検討しながら、各地域で事業展開ができるように平成29年度には2箇所の増を目指すとともに、必要な事業量を確保するための見直しを行い、サービス見込量を算出しています。

(3) 生活訓練等事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活訓練等事業	精神障害のある人に対して、レクリエーション、創作や季節の行事等を実施する精神障害者社会復帰教室を実施します。また、障害のある人に対して、グループホームを利用して、主に夜間及び休日において日常生活上必要な訓練・指導を行う障害者共同生活訓練支援事業を実施します。

【第3期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績（平成26年度は見込）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障害者社会復帰教室	箇所/年	3	3	3
障害者共同生活支援事業	箇所/年	4	4	4

【サービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障害者社会復帰教室	箇所/年	3	3	3
障害者共同生活支援事業	箇所/年	4	4	4

【考え方】

- ・精神障害者社会復帰教室

精神障害のある人に対して、レクリエーションや創作活動、季節の行事等の教室を開催し、社会復帰を促進します。引き続き3箇所で実施していきます。

- ・障害者共同生活訓練事業

グループホームを利用して、夜間及び休日における共同生活の訓練を行い、地域生活を進めるための支援を行います。市内のグループホーム4箇所で実施します。

(4) 生活サポート事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活サポート事業	在宅で生活する障害のある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行う事業です。

【第3期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績（平成26年度は見込）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活サポート事業	箇所/年	2	2	2

【第4期のサービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート事業	箇所/年	2	2	2

【考え方】

介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、日常生活に関する支援や、家事に対する支援を行います。引き続き2箇所で開催してまいります。

(5) 社会参加促進事業

【サービスの概要】

サービス名	内容
社会参加促進事業	視覚・聴覚言語障害のある人の社会研修や、要約筆記奉仕員を養成する奉仕員養成事業を実施します。また、障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を実施します。

【第3期のサービスの実績】

サービス名	単位	実績（平成26年度は見込）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚・聴覚障害者研修	箇所/年	2	2	2
奉仕員養成研修事業	箇所/年	1	1	1
手話通訳者登録者数	人/年	9	9	9
要約筆記奉仕員登録者数	人/年	89	88	90
自動車運転免許取得助成	件/年	1	6	2
自動車改造費助成	件/年	1	1	2

【第4期のサービスの見込量】

サービス名	単位	見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚・聴覚障害者研修	箇所/年	2	2	2
要約筆記奉仕員登録者数	人/年	90	92	94
自動車運転免許取得助成	件/年	2	2	2
自動車改造費助成	件/年	2	2	2

見込量は年度分。平成25年度より手話奉仕員養成研修事業は必須事業となる。

任意事業の見込量確保の方策

各事業の利用状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう関係機関、障害者団体、サービス提供事業所等と連携し、事業を実施していきます。

また、「日中一時支援事業」については、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。

【地域生活支援事業の必要量見込み一覧】（年度あたりの見込量）

事業種別	摘要	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	派遣見込人数	400 人	410 人	420 人
	設置見込者数	1 人	1 人	1 人
日常生活用具給付等事業	給付件数	1,918 件	1,978 件	2,038 件
介護・訓練支援用具	給付件数	7 件	8 件	9 件
自立生活支援用具	給付件数	25 件	25 件	26 件
在宅療養等支援用具	給付件数	11 件	13 件	15 件
排泄管理支援用具	給付件数	1,850 件	1,900 件	1,950 件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	18 件	24 件	30 件
住宅改修費	給付件数	7 件	8 件	8 件
移動支援事業	実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	延べ利用者数	348 人	372 人	396 人
	延べ時間数	5,080 時間	5,431 時間	5,781 時間
地域活動支援センター事業	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	延べ利用者数	12,476 人	13,100 人	13,755 人

事業種別	摘要	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	延べ利用者数	360 人	360 人	360 人
障害者日中一時支援事業	実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
	延べ利用者数	5,500 人	5,600 人	5,700 人
児童日中一時支援事業	実施箇所数	3 箇所	4 箇所	4 箇所
	延べ利用者数	5,600 人	5,800 人	6,000 人
精神障害者社会復帰教室	実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
障害者共同生活支援事業	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
生活サポート事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
視覚・聴覚障害者研修	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
奉仕員養成研修事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
手話通訳者	登録者数	10 人	11 人	12 人
要約筆記奉仕員	登録者数	90 人	92 人	94 人
自動車運転免許取得助成	実施件数	2 件	2 件	2 件
自動車改造助成	実施件数	2 件	2 件	2 件

単位が「人」の場合は1年間の延べ利用人数。「件」の場合は1年間の延べ件数。「時間」の場合は1年間の延べ利用時間数。「箇所」は実施箇所数です

第5章 障害のある児童への支援の推進

第1節 法改正から3年経過の事業体制

障害のある児童を対象とした事業については、これまで知的障害児通園施設などの施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスといった事業系は「障害者自立支援法」に基づき、（現在「障害者総合支援法」）サービスの提供が行われてきました。しかし、両法律の改正法施行（平成24年4月1日）に伴い、「児童福祉法」に根拠法が一本化されることとなり、障害児施設・事業の体系は変更となりました。平成26年度末で3年が経過します。

本市では、今後も法施行に伴う制度変更により、利用者に不利益を生じさせることなく円滑にサービス提供が行われるよう、関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実に努めていきます。

第2節 障害児通所支援の推進

（1）児童発達支援・医療型児童発達支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、療育が必要と認められた児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。

【サービスの実績】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	人日/月	85	129	120
	人/月	27	38	37

平成26年度は、9月分実績までの平均値を基に推定。

医療型児童発達支援の利用は、平成24～26年度中にはありませんでした。

【第4期のサービスの見込量】児童発達支援

平成27年度	平成28年度	平成29年度
135人日分	135人日分	135人日分
45人分	45人分	45人分

【第4期のサービスの見込量】医療型児童発達支援

平成27年度	平成28年度	平成29年度
20人日分	20人日分	20人日分
1人分	1人分	1人分

【考え方】

児童発達支援については、市町村が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。平成26年度9月までの実績数値を基礎に今後の予定利用者数と利用者のニーズを勘案し、見込量を算出しています。

医療型児童発達支援については、京都府、関係機関、近隣の自治体と連携をしながら実施体制の基盤整備を進めていきます。

(2) 放課後等デイサービスの推進

【事業の概要】

サービス名	内容
放課後等デイサービス	学校在学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。

【サービスの実績】

サービス名	単位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
放課後等デイサービス	人日/月	1 0 6	8 0	1 0 5
	人/月	4 3	2 8	3 0

平成 2 6 年度は、9 月分実績までの平均値を基に推定。

【第 4 期のサービスの見込量】

平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
1 2 0 人日分	1 2 0 人日分	1 2 0 日分
3 0 人分	3 0 人分	3 0 人分

【考え方】

サービス提供事業所と連携し、サービス実施体制の確保を図ります。今後の利用者人数等を勘案し、見込量を算出しています。

(3) 保育所等訪問支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童、または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

【サービスの実績】

サービス名	単位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
保育所等訪問支援	人日/月		1 0	1 3
	人分/月		1 0	1 3

平成 26 年度は、9 月分実績までの平均値を基に推定。

【第 4 期のサービスの見込量】

平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
1 5 人日分	1 5 人日分	1 5 人日分
1 5 人分	1 5 人分	1 5 人分

【考え方】

この事業は個別給付のため、保護者の障害受容が前提となります。関係機関及びサービス提供事業所と連携し、適切な支援を提供できるよう実施体制の確保を図ります。

本市全体の児童数は減少傾向にあり、障害のある児童数と利用ニーズを勘案し、見込量を算出しています。

第3節 障害児相談支援の推進

【事業の概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する全ての障害児を対象に、支給決定前または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【サービスの実績】人分/月

平成24年度	平成25年度	平成26年度
人分	43人分	22人分

【第4期のサービスの見込量】人分/月

平成27年度	平成28年度	平成29年度
25人分	25人分	25人分

【考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する全ての障害児が対象となるため、平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系にあわせて、京都府や関係機関等と連携して相談支援専門員の確保及び質の向上を図ります。

第6章 計画の推進体制の構築

第1節 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

第2節 保健、医療との連携

障害のある人のニーズが多様化する中、また、重度障害者への適切な対応や学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、自立支援協議会を活用し、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強化します。

第3節 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、教育、保健・医療・福祉、雇用・就労、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第7章 計画の点検・評価

京丹後市障害者計画は、京丹後市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定めた「基本計画」と、京丹後市における障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、障害福祉サービス等を確保するための方策などを事業計画として取りまとめた「障害福祉計画」との2部構成となっています。

「基本計画」は、障害のある人に対する施策全般を推進するものであり、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの円滑な提供とサービス基盤の整備を図る計画であることから、次期計画の策定期間に「健康と福祉のまちづくり審議会」及び「自立支援協議会」において点検・評価を行います。

また、この計画は、「第2次京丹後市総合計画・前期基本計画」を上位計画としていることから、総合計画に定められた目標指標の達成を目指す計画として推進します。

第2次京丹後市総合計画・前期基本計画における目標値

指 標	目 標	目標年度
ホームヘルプサービス事業所数	12 事業所	H36
ショートステイサービス事業所数	11 施設	H36
グループホーム設置数	10 箇所	H36

第4期京丹後市障害福祉計画

～可能性が広がる未来に向けて～

共に生きる障害者福祉の充実

発行年月：平成27年3月

発行：京丹後市

編集：京丹後市 健康長寿福祉部 障害者福祉課

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地

TEL：(0772)69-0320 FAX：(0772)69-1156
